

平成30年度第8回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月9日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	6番	福安	健	
	7番	國岡	美保子	8番	池本	英夫	
	9番	植木	克茂	10番	藤原	康生	
	11番	寺坂	富雄	12番	竹下	るみ子	
	13番	山中	眞守				

4. 欠席委員(1人) 5番 葉狩 健一

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農業振興地域整備計画変更の意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第4号 農地・非農地の判断決定について

議案第5号 農地利用最適化推進施策に関する意見書について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置等に係る農地転用報告書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本 勝彦 書記 安道 千景

8. 会議の概要

（ 開 会 午後2時02分 ）	
事務局長	<p>ただ今から、平成30年度第8回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し13名の出席でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。それでは、これより第8回の農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>さて、先月の末、28日から二泊三日にわたりまして新潟市北区農業委員会へ先進地視察に行ってきたところでございますけれども、やはり、どの地域におきましても遊休農地、耕作放棄地につきまして、大変な苦労と努力によって、解消対策を図り、その解消されたものが次のステップを踏んで緑地化を図っていくということで、新潟市北区農業委員会におかれましてはスイーツということで、砂丘地ではございますが、サツマイモをやられ、それを商品化し農協にまでされスイーツが出店されるというところまでやっていたかということでもあります。やはり、我々としましては、農業委員会の組織運営の中で取り組まなければならないものは、農地利用の最適化というものが、我々に課せられました大きな使命でございます。</p> <p>そこで、特に智頭町におきましては29年度、山本山村再生課長がここにおられますけれども、ご尽力等々によって智頭町の再生対策事業の一つと致しまして農家の動向調査ということで意向調査をやり、その結果、それぞれの集落の実態というものがほぼ69パーセントの回収率でございますけれども、方向性という現在の動向というものが分かってきたではなかろうかなと、思っておりますのでございます。その中で、このものが集計しただけでは、農地の今後の耕作放棄地、遊休農地の発生防止、それから解消防止というものには繋がっていないのであります。</p> <p>そこで、それぞれの集落において集計もしてあり、先ずかかりに東宇塚がしたようですが、土師地区の5集落、意見交換会ということでそれぞれ意向調査の集計結果に基づいた取り組みをやっていただいておりますということで、それぞれの集落においての現在の農業の取り組み、それから高齢化によるところの取り組み等々について色々意見を頂戴し、交換会には本日列席の山本課長をはじめ、県の普及所、県農林事務所長、農業委員、土地改良区の委員等々、それぞれの関係機関等々が出席した中で、色々ご意見を賜ってきたということでございます。</p> <p>そこで、それぞれの担当区域の農業委員各位におかれましては、やはり集計はしたけれども、ただこれを棚上げにするということにはまいりません。やはりこれについても、それぞれ農業委員が3名または2名の方に出していただき、尚且つ農地利用最適化推進委員の方々が、方向性なり、中間管理機構とのパイプ役となってやっていただくということが、今後の大きな課題でございます。</p>

	<p>そこで、それぞれの集落において、年度末までとはいきませんが、31年の前半までに全集落の意見交換会を持てるような形で取り組んでいただきたいと、こういうふうに思っておるところであります。</p> <p>この先進地視察におきましても、そういう取り組みを私、ボイスレコーダーで皆録音して聞きました。そうしますと、取り組んだものに対してそこは3年間の形を作り上げられましたけれども、智頭町においてもこのアンケート結果においては、これをどのように活かしていくかということになるろうかとかと思っております。そこで、各地区・集落におきましても、この集落をということと全集落やっていたとということが基本でありますけれども、主だっただけからそれぞれの集落に出向いての計画立案を立てていただいて、それなりに地域の皆さんとの接点を求めて、現在置かれておる農地の状況、遊休農地・耕作放棄地の状況等々の人・農地プランで、ある程度の担い手に対しても受け入れ体制というものも必要になってこようかと思っております。この辺を今回の先進地視察というものが非常に大きな参考になったのではなかろうかなと、こういうふうに思っておりますので、一つ、開会前の長い話になりましたけれども、取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の決定について。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、6番 福安健委員、7番 國岡美保子委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものであります。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の1ページで説明致します。</p> <p>1番で、申請地が西野字堂ノ元420番1。地目が畑で面積が132㎡の内14㎡です。申請人が西野634番地の●●●●さんです。転用目的としては墓地でございます。転用理由としては「既存の墓は現在山の中にあり、今後の維持が困難なため畑の一部に移転したい」ということでございます。</p> <p>場所でございますが、お手元の申請位置図の1ページをご覧ください。主要地方道津山智頭八東線沿いの、村上材木店の山手側の所の畑でございます。2ページが公図でございます、3ページに転用事業計画書を付けております。</p>

	<p>ここにもありますように、「現在の墓地は山の中に有り今後維持が困難な為自已所有の畑の一部に移転したい」ということとございます。4 ページが被害防除計画書でございます。5 ページのところを実測図を付けておりますけれども、大きく黄色に塗っております所が 420 番 1 の全体でございます、この中の、また赤く示しておる 14 m²に墓を移転されるということとございます。6 ページのところにて予定されております墓の外観図等を付けております。このような墓をということとです。今ある墓は山の中にあり、18 体ぐらゐの石塔があるそうですけれども、それはその場所に置いておいて、墓じまいをされてお骨等をこちらに移転され、ここに新しくこのようなものを建てられるということとでございます。7 ページ、8 ページに現状の写真を付けておりますけれども、赤く示しております所が転用の場所とございまして、その中の内側の赤い部分に墓を建てられたいということとでございます。</p> <p>事務方のほうで中身について確認いたしました。農地区分といたしましては、小集団の生産力の低い農地ということと、第二種農地となります。許可根拠としては、代替地なしとでございます。信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはありませんし、資力につきましても通帳の写し等で確認をとりました。事業計画につきましても、速やかに実行されることが見込まれますし、規模につきましても妥当であると判断したものとでございます。周辺農地への影響につきましても、日照、通風につきまして特に問題がないと考えておるところとでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3 番の春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3 番	<p>11月1日午前に本人にお会いし、確認しております。現在の墓が18基ということで、そのほとんどが浅見谷の集落の奥の方、日当たりの悪い所にあります。昨今の自然災害やシカの影響をもろに受けるような急斜面にあります。確かに、ここに寄せ墓をする理由は妥当なことと感じております。寄せ墓の地域周辺には、他の家の寄せ墓も多数ありまして、日当たりの良い所です。その中の必要面積を墓地に充てるということがありまして、これも周辺の地主さんに了解も得ながらといので、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>

議 長	<p>それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものであります。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案所の2ページをお願いいたします。</p> <p>10月19日付けで智頭町長から意見決定を求められたものでございます。</p> <p>1番です。南方799番地の申請者が●●●●さん。建築物等設置者は同じくで、●●●●さん。●●さんの息子さんが●●さんになります。土地は南方字柳ヶ坪1818番、田んぼで988㎡です。申請事由としては林業用機械の駐車場ということでございます。</p> <p>場所でございますが、位置図の9ページにお示しておりますけれども、町道沿いの田んぼでございます。10ページに公図を付けておまして、この1818番を全てを使われるということで、11ページに利用計画図を付けております。現在とめている場所は他のことを計画されておるということで、この場所にこのような形で駐車場を整備したいということでございます。それで、12ページに付けておりますけれども、ここにつきましては実は圃場整備区域内でございますけれども、上下水が通っておる町道沿いの公共施設、教育施設ですけれども、500メートル以内に二つあるということで、智頭中学校とちづ保育園がありますので、圃場整備はされておりますけれども、第三種農地ということで、転用は可能な農地ということでございます。13ページに現状の写真を付けております。</p> <p>これにつきましても、従前と同じように、この農振の手続きが終わりましてから農地転用の申請をしていただきまして、またこの場で5条の審議をしていただくことになろうかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番の國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>事務局の説明に補足する内容はありません。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の3ページで説明致します。10月18日付けで智頭町長から意見の決定を求められたものでございます。</p> <p>先ず、利用権設定、貸し借りの分でございます。利用権設定面積が4,564㎡。利用権を設定する者が2名、受ける者が2名でございます。期間としては3年から5年未満のものが3,544㎡、5年から10年未満のものが1,020㎡となります。その下に所有権移転のものを載せておりますけれども、所有権移転のものが628㎡。利用権の移転を受ける者が1名、移転をする者が1名となっております。</p> <p>続きまして4ページをお願いします。先ず、利用権設定4筆でございます。先ず1番が、坂原字下河原408番1、田んぼで1,024㎡です。地主の方が坂原184番地の●●●●●さん代表相続人●●●●●さんです。権利の種類は使用貸借権です。小作の方が坂原161番地の●●●●●さん。作られる作物は水稲ということで、期間は平成30年11月15日からの3年間でございます。更新につきましては新規のものでございます。</p> <p>二筆目が同じく坂原字吹谷口412番2、田んぼで1,270㎡。地主の方、小作の方が一緒でございますし、水稲で、こちらも使用貸借でございます。</p> <p>三筆目が坂原字中河原385番1、田んぼでこちらは1,444㎡の内1,250㎡となっております。こちらにつきましては、7月の災害等で使えない部分があるということで一部の使用ということでございます。地主の方、小作の方が同じでございます、こちらも水稲。3年間でございます。</p> <p>四筆目が中田字清水前561番1、田んぼで1,020㎡。こちらは地主の方が中田229番地の●●●●●さん。小作の方が中田221番地の●●●●●さん。こちらは賃貸借でありまして、期間は平成30年12月1日から平成35年11月30日までの5年間、賃借料は1反あたり玄米30キログラムの物納</p>

	<p>でございます。</p> <p>以上が賃貸借、使用貸借のものでございます。</p> <p>下の方が所有権移転の明細になります。場所が埴師字石田 677 番。登記地目が田んぼ、現況地目は畑です。面積は 628 m²。移転を受ける者が公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 理事長でございます。移転をする者、地主が鳥取市覚寺の●●●●さんです。これにつきましては、今回は担い手育成機構にこのような形で議案として上げまして、この後、公告等が通りましたら、また来月になると思いますけれども、担い手育成機構から●●さん、前回利用権設定で上がってきましたけれども、●●さんの方から担い手育成機構を通して所有権移転がされる予定になっております。対価としては 25 万円ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>次に、日程第 2 議案第 4 号「農地・非農地の判断決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき把握された荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否か判断を依頼されたので、別添の農地について判断を求めるものです。</p> <p>それでは、この大きな冊子ですが、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>こちらも 10 月 19 日付けで智頭町長から判断を求められたものでございます。今回のことにつきましては、元々は 8 月に利用状況調査を行いました、それに合わせて荒廃農地調査もしていただいたということになっております。その結果に基づきまして、今回上げておりますのは、その際に「山林」「原野」に限ってですけれども、そのものの農地・非農地の判断をしていただきます。</p> <p>今後のスケジュールとしましては、ここで決定されたものを所有者の方に非農地通知を送付し、所有者の方の了解を得られましたら、この農地につきまし</p>

	<p>ては非農地ということの手続き、農地台帳から外したり、登記の方も職権で山林・原野に変えるというふうな手続きになっていくものでございます。</p> <p>今、お手元にお配りしておりますけれど、767筆ということで、一応画面で映るようにしましたが、一筆毎に審議していただくととても間に合いません。基本的には、それぞれ担当委員さんから、現地等を確認されて山林・原野で間違いがないという報告をいただいたものをあげております。これに合わせて、事務方の方で農振に入っているか否かを確認しまして、除外地については先ほど言いましたスケジュールに合わせて進めていきたいと思っております。農振区域内のものにつきましては、今後どうするかを事務方の方で詰めていきたいと思っております。</p> <p>現地等の確認を踏まえた上で山林・原野に間違いがないというものを上げておりますけれども、その中で、この場で審議・判断を仰ぎたいというものが特にありましたら、航空写真になりますけれども、お配りしている資料で判断、審議いただけたらと思っております。</p> <p>一番からずーっと映していけば時間は掛からない。見ながら判断するというのをやってみなければ判らない。</p> <p>大雑把ですが、順番に大体のところを映していきたいと思っております。</p> <p>(航空写真を番号順に映写開始、途中発言する者あり)</p> <p>ほとんどが、山林・原野です。それぞれの地域で判断していただいていると思っております。見ていくとかなり時間を食うようです。地区ごとで課題・問題点のあるところを説明していただき、判断を仰ぐというのは如何でしょうか。</p> <p>(「委員が見て全て判断し、報告されている」という者の声あり)</p> <p>それでは、担当区域の総括を各委員に説明していただき、画面を見なくても、主立った課題問題点を説明していただくと。どうでしょうか。</p> <p>(「問題があれば発言してもらえば良い」という者の声あり)</p> <p>確認して農家に納得してもらわなければならない。</p> <p>各地区で問題があるようだと報告・説明があるのなら発言していただき、今回非農地ということで報告し、隣地の関係で問題があつて維持管理をしなければならぬなどということが発生すれば、その時の手直しという形に持って行く方向でよろしいか。</p> <p>(同意する者あり)</p>
議 長	
事務局長	
議 長	
議 長	
議 長	

議長	同意いただけたので、プロジェクターを止めて。 それでは、事務局長の方から順次聞き取りします。
事務局長	では一覧に沿ってお聞きします。智頭区から植木委員さん。
9 番	ありません。
事務局長	同じく智頭区、國岡委員。
7 番	ありません。
事務局長	山形地区に入って、春摘委員。
3 番	ありません。
事務局長	次に、小宮山委員。
2 番	特に問題はないが、明らかに「道路」というところが何カ所もある、写真がずれているにせよ。
事務局長	そのものについては、県道なり町道の登記もれだと思われるので、ちょっとこちらからは手を出しにくいところもあるんです。 説明がもれましたが、宅地になっているところは今までどおり非農地証明を出していただいて、個人の申請によって手続きをしていただくと。 今回上げるのは、あくまでも「山林・原野」に限るということにしております。 では、那岐地区に移りまして、福安委員。
6 番	問題ありません。
事務局長	続きまして、竹下委員。如何でしょうか。
12 番	ありません。
事務局長	小川委員、どうでしょうか。
4 番	土地としては問題ありませんが、本人確認の問題で、果たして本人さんに確認が取れるかどうか、気になりました。
事務局長	出来る限り調べて、本人さんに通知させていただきます。 土師地区に移りまして、山中委員、どうでしょうか。

1 3 番	別段問題ありません。
事務局長	次、小林会長は。
1 番	さっき小宮山委員が言われたように、●●●さんですが、ここは町道の中に入っているんです、二筆。 それから、●●●●さん。きれいにされてはいるが家の軒になっており、原野状況になっているが、農地から外すかどうか。
事務局長	場所を映します。
1 6 番	どこなのか。
1 番	すくもを出すところだ。本人に会ったが、非農地扱いするかどうか。畑にしようと思えば戻る。判断が難しい。
1 6 番	あそこは難しい。非農地の方が良いだろう。
1 番	もう一点、香傳寺の和田守邦さん。
1 6 番	昔、田んぼで畑にしていたところか。
1 番	端境だが、二、三カ所鋤いてある。
1 6 番	文書を送って、本人に判断してもらっては。
1 番	そうしよう。
事務局長	続きまして、池本委員。
8 番	別にありません。
事務局長	続いて、富沢地区に入って、藤原委員。
1 0 番	岩神の原野となっているところですが。地図を見ても、番地を見ても、写真を見てもはっきり判らない。
事務局長	岩神なら地籍が終わっているので、後で地籍の方について確認しましょう。
1 0 番	後は問題ありません。

事務局長	山郷に移りまして、葉狩委員は欠席ですので、職務代理。
14番	別がないと思います。
事務局長	それでは、富沢の岩神の分につきましては、事務方と藤原委員で確認させていただきたいと思います。
議長	<p>それでは、議案第4号におきましては、それぞれ担当区域の委員の皆様方に報告いただきました。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、この一覧の農地は非農地扱いの判断をしてよろしいか賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号の農地は非農地の判断をすることに決定しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。</p> <p>農地法第38条第1項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明させます。</p>
事務局長	<p>それでは、本日お配りしております、この2枚物の意見書(案)でございます。</p> <p>前回の総会后、担当委員の皆様にご参集いただき、審議をしていただきました。その中でも、挨拶文と言いますか、会長名を記載している文書の最後の方です。前回までは、文書で回答をお願いしますというような書き方をしておりましたけれども、農業会議等々とも相談しまして、そこところは削除しました。</p> <p>今後につきましては、本日議決いただきましたら、予定では来週月曜日に智頭町長、副町長の方に、会長と職務代理とで意見書の提出していただく。その後、日程は未定ですが、智頭町議会議長の方に同じ物を提出していただく予定でございます。</p> <p>中身につきましてはですけども、基本的には前回お示した内容と変更はございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>「書面で回答してくれ」では、一方通行ということもございます。意見書を提出した後、事務当局同士で話をさせていただいて、議会、あるいは町執行部の方と農業委員会との合同会議と言いますか、協議会をもってはいかがなものか</p>

<p>議 長</p>	<p>ということで話を進めてはどうかと考えております。 これについてはいかがでしょうか。</p> <p>(「はい」という者の声あり)</p> <p>それでは、ただいま事務局が説明しました意見書(案)は、原案どおり決議することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第5号の農地利用最適化推進施策に関する意見書は原案どおり決定しました。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「公共工事の施工に伴う付帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う付帯施設の設置に係る農位置転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の7ページです。</p> <p>報告者が株式会社大英組で、所有者の方が中原373番地の●●●●さんです。場所が中原字北皆地1049番、田んぼで面積は794㎡の内60㎡でございます。転用目的は仮設道路及び資材置き場でございます。事業名は国道373号橋梁上部工事でございます、転用期間が平成30年10月20日から平成31年2月1日まででございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の8ページをご覧ください。農地法第18条第6項ということで、合意解約でございます。計3件ございます。</p> <p>先ず1件目です。賃貸人が慶所23番地1の●●●●さんで、賃借人が慶所221番地の●●●●さんです。計3筆を合意解約されました。2件目が、賃貸人が慶所270番地8の●●●●さんで、賃借人が●●●●さん。こちらは2筆合意解約されました。3件目の賃貸人が八頭町大字宮谷の●●●●●●さんで、賃借人が同じく●●●●●●さんで、計3筆の合意解約です。これは借受人の●●●●さんの体調が、ということで今回合意解約されたものでございます。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時50分)</p>
-----	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年11月9日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 福安 健

智頭町農業委員会委員 國岡 美保子